

平成 29 年 6 月 12 日
日本原子力発電株式会社

東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所 事業許可申請審査スケジュール（案）

回	項 目	主要な論点	審査会合時期
一	補正申請	● 補正申請	H28. 12. 26
1	補正概要	● 補正概要	H29. 2. 6
2	・ 施設概要 ・ 評価事象の選定	● 外部事象及び土地利用による人間活動を網羅的に考慮した評価すべき事象の選定	H29. 3. 17
3	廃棄物に含まれる主要な放射性物質の種類	● 考慮すべき核種の種類の選定	H29. 6. 12
4	第六条 外部からの衝撃による損傷の防止※	● 外部事象（自然現象・人為事象）の設定，網羅性及び評価の妥当性	・ 第 3 回審査後 約 1 か月後
5	第八条 遮蔽等※	● 平常時における廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線等による事業所周辺の線量の評価の妥当性	・ 第 4 回審査後 約 1 か月後
6	第三条 廃棄物埋設地の地盤，第四条 地震による損傷の防止，第五条 津波による損傷の防止※	● 地盤（地質、地盤、火山），水理（陸水、海象、津波），地震	東海第二発電所の新規規制基準適合性に係る審査を踏まえ説明
7	第九条 異常時の放射線障害の防止※	〔廃止措置開始後の放射線障害の防止等〕 ● 考慮すべき核種の量の設定，想定事象（シナリオ）の網羅性，評価シナリオの選定，評価モデル及びパラメータ等の妥当性 〔異常時の放射線障害の防止等〕 ● 廃棄物の受入開始から廃止措置開始までの期間（操業期間）における異常時の評価の妥当性	・ 第 6 回審査後 約 1 か月後
8	第十条 廃棄物埋設地，第十一条 放射線管理設備，第十三条 地下水の水位等の監視設備※	● 地下水の水位その他廃棄物埋設地及びその状況を監視すべき測定項目等の設定根拠 ● 漏出する放射性物質の濃度等の監視方法等	・ 第 7 回審査後 約 1 か月後
一	補正申請	● 補正申請	

※：第二種廃棄物埋設施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則